

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

7月18日発行

Vol.365

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



7/17

火

南相馬市Facebookから

相馬野馬追ラッピングカー出陣!

市では、相馬野馬追の成功に向けて、車体に大きな写真をあしらった公用車で走行し、市内外の方に野馬追をPRする活動を始めました。

7月17日、ラッピングカーの出発式が市役所で行われました。



© City of Minamisoma



4ページをご覧ください。

★次号の浜通り×さんじょうライフは、
8月2日(木)お届けの予定です。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	10
双葉町	10
福島県	12

●三条市News

・浪江町長選挙および 浪江町議会議員補欠選挙 不在者投票について	11
--	----

●新潟県

・県外避難者の受入状況	13
-------------	----

●交流ルームひばり通信

・7月・8月の「ひばり」	14
--------------	----



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

国民健康保険の一部負担金の免除期間について

7月13日HP更新

一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1)避難指示が継続中の帰還困難区域などの方	平成31年2月28日まで
(2)旧居住制限区域の方・旧避難指示解除準備区域の方 (3)旧緊急時避難準備区域の方 (4)旧特定避難勧奨地点の方	平成31年2月28日まで ◆同じ世帯の国保加入者全員の平成29年中の所得[※1]の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(5)避難指示等対象地域以外の方および (2)～(4)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方 (震災による住宅の全半壊など)	平成31年3月31日まで

所得[※1]：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。
- ※ 次の自己負担額の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しています。
 - ・入院時の食事療養と、生活療養に係る標準負担額の免除
 - ・柔道整復師や、あんま、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師による施術など

■お手元の保険証をご確認ください。

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

問い合わせ

市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

後期高齢者医療保険の一部負担金等免除期間の延長

7月13日HP更新

一部負担金の免除期間は下記のとおりとなります。

医療機関を利用するときは忘れずに保険証と免除証明書を提示してください。

なお、避難指示が解除された区域の方で、後期高齢者医療保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

対象者	有効期限
(1)避難指示が継続中の帰還困難区域などの方	平成31年2月28日まで
(2)旧居住制限区域の方 (3)旧避難指示解除準備区域の方 (4)旧緊急時避難準備区域の方 (5)旧特定避難勧奨地点の方 (一部負担金等免除申請により認定されている方)	平成31年2月28日まで 平成30年8月1日から平成31年2月28日までの免除については、上位所得層の世帯(同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の平成29年中の所得[※]の合計が600万円を超える世帯)は、免除対象外となります。

所得[※]：後期高齢者医療保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

* 世帯内の後期高齢者医療被保険者の増加や所得の変更によって、一部負担金の免除措置の対象から外れる場合があります。

問い合わせ

市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [7/18～7/25]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 平成30年度 相馬野馬追軍者会 [15分]
3. 市長の部屋へようこそ！野馬追記念切手 [5分]
4. 相馬野馬追2018直前特別編～出陣の日～ [8分]
5. 相馬野馬追2018直前特別編～本祭り～ [9分]
6. 相馬野馬追2018直前特別編～野馬懸～ [5分]
7. 南相馬見聞録 相馬小高神社 [5分]
8. 波乗り体操 [7分]
9. 南相馬市議会 放送日程のお知らせ [2分]
10. リクエストアワーのお知らせ [2分]



みゆーまくん

南相馬の物産をPRしてきました

7月9日HP更新

6月21日に、杉並区役所において南相馬市観光物産復興PR事業が開催され、本市の有限会社黒潮海苔店が乾物、海産物の販売を行いました。

当日、会場には相馬野馬追のフォトコンテスト入賞作品が展示され、多くのお客さんでにぎわいました。

災害時相互援助協定を締結した自治体や交流自治体で開催するイベントなどで物産販売をすることにより、販路拡大や風評被害の払拭を図る活動に対し、南相馬市では「経済交流活性化推進活動支援事業」という支援制度を行っています。



問い合わせ

経済部 観光交流課

TEL 0244-24-5263

南相馬市Facebookから

相馬野馬追ラッピングカー出陣！

市では、相馬野馬追の成功に向けて、車体に大きな写真をあしらった公用車で走行し、市内外の方に野馬追をPRする活動を始めました。

7月17日、ラッピングカーの出発式が市役所で行われました。

ラッピングカーは、出張などで使用するワゴン車とバス各1台で、野馬追の名場面の様子が側面と後部で見られます。

出発式では、門馬市長が「震災でも途切れなかった野馬追はわたしたちの誇りです」とあいさつした後、ほら貝を合図にラッピングカーが走り出しました。



© City of Minamisoma

南相馬市小高区復興拠点施設の愛称募集について

7月13日HP更新

施設全体図及び各棟の利活用イメージ



市では、多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化とにぎわいの創出を図り、地域コミュニティの再構築、小高区の復興・再生を実現するための復興拠点施設を整備します。

平成31年1月オープンを予定している本施設が、市民を始め多くの方々に親しみをもってご利用いただくために、施設の愛称を募集します。

※募集するのは、施設全体で一つの愛称です。

応募資格

どなたでも応募できます。

募集期間

7月20日(金)～8月17日(金)必着

応募方法

応募用紙(ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入の上、応募先まで持参(南相馬市役所市民課ホール、鹿島区役所市民福祉課窓口、小高区役所市民福祉課窓口に応募箱が設置してあります。)いただくか、封書による郵送、FAXにてご応募ください。

次ページへ続きます 

また、下記の必要事項を記入の上、電子メールや任意の様式でも応募できます。

●必要事項

- 1.愛称
- 2.愛称の説明(愛称へ込めた思いなど)
- 3.氏名・年齢・性別
- 4.住所
- 5.電話番号
- 6.学校名・学年(児童・生徒の場合)

審査基準

下記の審査基準を満たすものの中から審査を行い、最優秀作品(採用作品)1点と優秀作品2点を決定します。

- この施設に「行ってみたい!」「行きたい!」と思ってもらえるようなものであること
- 新規性や独創性に加えて地域性が感じられるものであること
- 覚えやすく、親しみやすいものであること
- 他の施設や商品などで使われていないものであること
- 商標登録されていないものであること

決定後、本人に連絡するほか、市のホームページや広報みなみそうまなどに掲載します。

表彰

- 最優秀賞(採用作品)1点・・・賞状と現金3万円
 - 優秀賞 2点・・・現金1万円
- ※ 受賞作品に複数の応募があった場合には、抽選で1名を受賞者とさせていただきます。
- ※ 受賞者が高校生以下の場合、同額の図書カードとさせていただきます。

注意事項

- 応募は、一人1点とさせていただきます。
- 応募作品は、自作かつ未発表のもので、第三者が有する著作権などの権利を侵害しないものに限りです。(これに反していた場合、決定後であっても決定を取り消します。)
- 応募作品は返却しません。

その他

- 最優秀作品を採用しますが、必要に応じて一部補正を行う場合があります。
- 著作権やその他一切の権利は全て南相馬市に帰属することとします。
- 応募者の個人情報、復興拠点施設の愛称募集業務のみに使用します。
- 受賞者が高校生以下の場合、賞および副賞の受け取りについて、親権者の同意が必要となります。

次ページへ続きます 

【問い合わせ・応募先】

〒979-2195

福島県南相馬市小高区本町二丁目78番地

担当:南相馬市小高区地域振興課 復興拠点整備係

TEL 0244-44-2124 FAX 0244-44-6047

E-mail: o-chiikishinko@city.minamisoma.lg.jp

愛称が「小高ストア」に決定しました

7月15日HP更新

12月にオープン予定の南相馬市小高区商業施設の愛称を募集したところ、北は北海道、南は大阪府まで全国の皆様から269作品のご応募をいただきました。

応募いただいた作品について愛称選考委員会により選考を行った結果、五十嵐 音葉 様の作品が最優秀賞に選ばれました。また優秀賞については次のとおりです。

●最優秀賞（1点）

「小高ストア」 受賞者:五十嵐 音葉 様

●優秀賞（3点）

「小高上町スーパー」 受賞者:佐久間 喜美子 様

「小高マーケット」 受賞者:赤羽 太郎 様

「ひだまり小高」 受賞者:市野澤 芳枝 様



なお、最優秀作品は、今後、施設の愛称として活用させていただきます。

問い合わせ

小高区 産業建設課

TEL 0244-44-6718

南相馬市営墓地使用希望者を募集します

7月17日HP更新

応募資格要件（優先順位）

- A: 南相馬市内に住所を有し（東日本大震災発生時の平成23年3月11日時点を含む）、墓地がないために親族の遺骨を自宅または寺院などに保管している方
- B: 南相馬市内に住所を有している方（東日本大震災発生時の平成23年3月11日時点を含む）
- C: 市外に住所を有し、本籍が南相馬市で墓地がないために親族の遺骨を自宅または寺院などに保管している方
- D: 市外に住所を有し、本籍が南相馬市にある方

募集墓地名・区画数、面積、使用料、管理料

墓地名	募集区画		面積	使用料 ※1 下段()は1㎡当たりの単価	管理料 ※2 (年額)
陣ヶ崎公園墓地 (拡張墓域)	Hブロック	225	4㎡	232,000円 (58,000円/㎡)	1,150円 (570円)
	Iブロック	7			
	Jブロック	225			
	Kブロック	225			
橋本町墓地	Bブロック	2	5.61～ 8.54㎡	312,000～468,000円 (52,000円/㎡)	920円 (460円)
	Dブロック	3			
	Fブロック	1			

※1 使用者が市外に住所を有している場合（応募資格要件C・D該当者）の使用料は、上記金額に1.5倍した金額となります。

※2 今年度の使用料は、下段の金額となります。

申込(募集)期間・場所

7月17日(火)～8月21日(火)

市民生活部生活環境課(市役所本庁舎1階)窓口へ
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

※ 一世帯で複数の区画を申し込むことはできません。

次ページへ続きます 

必要書類

資格要件	提出書類			
	使用権 申込書	(1)住民票抄(謄)本 ※写しを提出 (本籍が記載されて いるもの)	(2)被災証明書 ※写しを提出	(3)死体埋火葬許可証 ※原本提示のうえ、写しを 提出
A	○	○	△	○
B	○	○	※平成23年3月11日時点に 市内に住所を有していた 場合のみ必要です。	×
C	○	○	×	○
D	○	○	×	×

※ 死体埋火葬許可証を紛失されている場合は、死亡届を提出した市役所にて再発行できる場合があるので要確認

※ 提出書類は、返却しません。

抽選会日時・会場

9月10日(月)

原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」集会室

A該当者:午後6時

B該当者:午後6時40分

C該当者:午後7時20分

D該当者:午後7時50分

※ 募集区画に対して応募人数が多い場合は、優先順位下位の抽選会を実施しない場合があります。また、応募状況により上記時間を変更する場合があります。

※ 抽選会日時については、募集期間終了後に申込者に通知します。

陣ヶ崎公園墓地出入口のお知らせ

現在、陣ヶ崎公園墓地の拡張工事を実施しています。墓地内道路整備工事などにより既存の出入口が通行止めになっていますので、迂回路看板に従い、市道鶴谷・陣ヶ崎線側の出入口をご利用ください。

また、墓地内では工事車両が頻繁に往来しますので、墓地内での徐行にご協力ください。

問い合わせ

生活環境課 環境保全係

TEL 0244-24-5231



浪江町からのお知らせ

介護サービスの利用者負担の減免期間延長のお知らせ

7月16日HP更新

介護サービスの利用者負担の減免措置は、引き続き平成30年8月1日から平成31年2月28日まで延長されます。

新たな「介護保険利用者負担減額・免除認定証」は7月中に郵送します。手元に届かない方は、介護係までお問い合わせください。

- ※ 平成29年3月から、介護保険サービスを利用の際には「介護保険利用者負担 減額・免除認定証」の提示が必要となっています。
- ※ 被災証明書を持たない新規転入者の方は対象外となります。
- ※ 帰還困難区域以外の上位所得層（上位所得層とは被保険者個人の平成29年中における合計所得金額が633万円以上）の方と住民税未申告の方は、平成30年3月1日から自己負担が発生しています。

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226



双葉町からのお知らせ

双葉町HP「ブログふたばのわ」から

【ありがとうメッセージPick Up】 #016 避難先で出会った方の優しさへ感謝

震災直後、神奈川県小田原市に避難した江尻京子さん。

避難時にいただいたお皿やお茶碗を見ると、物資提供をしてくれた方のお顔が浮かび感謝の気持ちで涙が出てくると言います。何も持たず、十分な情報もなく、不慣れた土地で過ごした日々。避難当初は笑顔を忘れていたとご自身を振り返ります。

笑顔を取り戻すきっかけをくれたのは、ボランティアの皆さんに招待してもらった鎌倉旅行。共に過ごした人たちへの感謝は、現在の江尻さんの活動にもつながっています。

今を前向きに生きる江尻さんの感謝のメッセージ。
ぜひご覧ください。

▶ <https://youtu.be/frCKh9FD94o>



浪江町長選挙および浪江町議会議員補欠選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

7月26日(木)告示 8月5日(日)投開票

不在者投票

- 期 間 **7月27日(金)～8月3日(金) ※土・日を除く**
- 時 間 午前8時30分～午後5時30分
- 場 所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所三条庁舎3階)

手続方法

①投票用紙一式を請求する。

浪江町選挙管理委員会から届いた「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

浪江町の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。請求してからは、浪江町の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

浪江町選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。

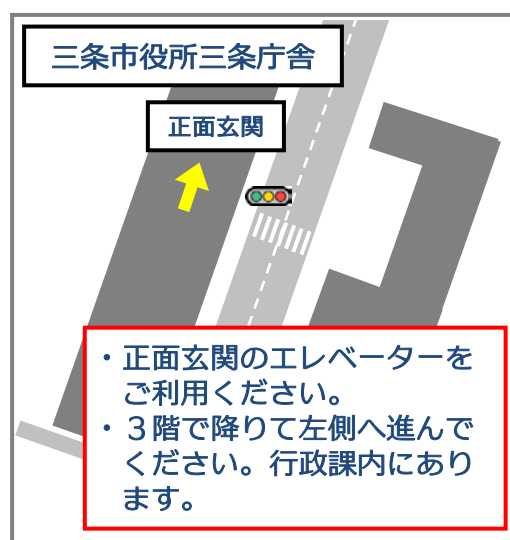


証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)



福島県からのお知らせ

避難者住宅確保・移転サポート事業について

7月12日HP更新

県は、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川および新潟の各都県で、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住まいの確保を支援するため、NPO団体などに委託して、「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施します。

本事業の目的

避難指示が解除された区域などからの避難者世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後の新たな住宅確保の目途が立っていない世帯が、新たな住宅などに円滑に移行ができるよう支援を行い、生活再建を後押しします。

本事業の内容

- (1) 電話相談対応
- (2) 訪問相談対応
- (3) 不動産事業者への空き物件の照会、物件情報の提供
- (4) 不動産事業者への同行などによる物件探しの支援
- (5) 不動産事業者などとの契約手続きに関する支援
- (6) 運送事業者との契約手続きに関する支援(転居が必要な場合)

対象者

- (1) 平成31年3月末で応急仮設住宅の供与が終了する世帯
- (2) 平成30年3月末までに応急仮設住宅の供与が終了した世帯
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、新たな住宅確保に向けた支援が必要な世帯

問い合わせ先（委託先）

	団体名	住所	連絡先	受付時間
福島県	特定非営利活動法人 市民協福島	福島市在庭坂字南林60-2	024-572-4266	【月～金】9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)
新潟県	公益社団法人 新潟県社会福祉士会	新潟市中央区上所二丁目 2番2号	025-281-5502	【月～金】9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

※茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川は省略

次ページへ続きます 

生活再建に向けて、様々なお手伝いをします！
このような お悩み はありますか？



安定した住まいの確保のため、支援を行います！

問い合わせ

生活拠点課 再建調整担当

TEL 024-521-6933



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	1,094	燕市	62	聖籠町	8
長岡市	219	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	81	妙高市	6	田上町	-
柏崎市	606	五泉市	22	阿賀町	-
新発田市	169	上越市	51	出雲崎町	2
小千谷市	17	阿賀野市	31	湯沢町	11
加茂市	9	佐渡市	29	津南町	-
十日町市	19	魚沼市	9	刈羽村	37
見附市	22	南魚沼市	11	関川村	-
村上市	75	胎内市	46	粟島浦村	-
合 計		2,646			

(5/31 2,651)

6月30日現在

区 分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	66
2 借上げ仮設住宅	261
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	2,319
1+2+3 (市町村把握分)	2,646
4 病院	0
5 社会福祉施設	14
合 計	2,660

(5/31 2,666)

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策室

TEL 025-282-1732

7月・8月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会＆簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				7月19日	20日	21日
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み		ひばり休み
29日	30日	31日	8月1日	2日	3日	4日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2018.7.18現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	20	50
原町区	4	7
南相馬市 計	24	57
浪江町	3	11
双葉町	2	4
郡山市	4	9
合 計	33	81

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511